

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年4月7日(2011.4.7)

【公開番号】特開2009-240808(P2009-240808A)

【公開日】平成21年10月22日(2009.10.22)

【年通号数】公開・登録公報2009-042

【出願番号】特願2009-173827(P2009-173827)

【国際特許分類】

A 47 L 9/16 (2006.01)

A 47 L 9/10 (2006.01)

【F I】

A 47 L 9/16

A 47 L 9/10 B

A 47 L 9/10 D

【手続補正書】

【提出日】平成23年1月26日(2011.1.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

掃除機本体に内蔵され空気を吸引する電動送風機と、前記掃除機本体に着脱自在な1つの集塵ケースとを備えた電気掃除機において、

前記1つの集塵ケースは、空気の取り入れ口と内筒とを有し取り入れた空気を旋回させて塵埃を分離する1つの分離部と一体に形成され、かつ、前記1つの分離部に連通し、

前記1つの集塵ケースは、前記1つの集塵ケースから排出された空気および前記1つの分離部の前記内筒から排気された空気を集塵するフィルターを備え、

前記1つの分離部は、前記掃除機本体の幅方向の中央からはずれて位置し、

前記1つの集塵ケースは、前記1つの分離部の位置に対して、前記掃除機本体の幅方向の反対側に設置したことを特徴とする電気掃除機。

【請求項2】

前記空気の取り入れ口から取り入れた空気は、前記1つの分離部で塵埃を分離され、その一部が前記内筒を通って前記フィルターへ排気され、また一部が前記1つの分離室から前記1つの集塵ケースに流れ込んで前記フィルターへ排気されることを特徴とする請求項1に記載の電気掃除機。

【請求項3】

前記1つの分離部は、前記空気の取り入れ口より上方で前記1つの集塵ケースに連通することを特徴とする請求項1または2に記載の電気掃除機。

【請求項4】

前記フィルターは、一体に形成された前記1つの集塵ケースおよび前記1つの分離部の、前記電動送風機側に配置され、

前記空気の取り入れ口は、一体に形成された前記1つの集塵ケースおよび前記1つの分離部の、前記フィルターとは対向する側に配置されることを特徴とする請求項1から3のいずれかに記載の電気掃除機。

【請求項5】

前記空気の取り入れ口は、前記掃除機本体のホース接続口と直線状になるように形成さ

れることを特徴とする請求項 1 から 4 のいずれかに記載の電気掃除機。

【請求項 6】

前記 1 つの集塵ケースは、当該 1 つの集塵ケースの上部が前記 1 つの分離部に連通することを特徴とする請求項 1 から 5 のいずれかに記載の電気掃除機。

【請求項 7】

前記 1 つの分離部で分離された塵埃が、前記 1 つの分離部内での旋回方向で、かつ、前記 1 つの分離部の接線方向に、前記 1 つの分離部から前記 1 つの集塵ケースへ流出することを特徴とする請求項 1 から 6 のいずれかに記載の電気掃除機。

【請求項 8】

前記 1 つの分離部は、前記内筒の筒部に巻き付くように形成された隔壁を有することを特徴とする請求項 1 から 7 のいずれかに記載の電気掃除機。

【請求項 9】

前記隔壁は、前記取り入れた空気を上方に持上げることを特徴とする請求項 8 に記載の電気掃除機。

【請求項 10】

前記フィルターは、フィルター材がひだ折りに形成されていることを特徴とする請求項 1 から 9 のいずれかに記載の電気掃除機。

【請求項 11】

前記フィルターは、当該フィルターの下部に設けた開閉軸を中心として回動可能であることを特徴とする請求項 1 から 10 のいずれかに記載の電気掃除機。

【請求項 12】

前記 1 つの集塵ケースは、前記フィルターの上流側に設けられ前記フィルターと同軸で回動可能な網フィルターを有することを特徴とする請求項 11 に記載の電気掃除機。

【請求項 13】

前記 1 つの分離部の軸方向は、鉛直方向または斜め方向を向いていることを特徴とする請求項 1 から 12 のいずれかに記載の電気掃除機。

【請求項 14】

前記 1 つの分離部の軸方向は、水平方向を向いていることを特徴とする請求項 1 から 12 のいずれかに記載の電気掃除機。

【請求項 15】

前記電動送風機は、前記 1 つの分離部の位置に対して、前記掃除機本体の幅方向の反対側に設置したことを特徴とする請求項 1 から 14 のいずれかに記載の電気掃除機。

【請求項 16】

コードリールを備え、

前記コードリールは、前記 1 つの分離部の位置に対して、前記掃除機本体の幅方向の同じ側に設置したことを特徴とする請求項 15 に記載の電気掃除機。

【請求項 17】

掃除機本体に内蔵され空気を吸引する電動送風機と、空気の取り入れ口と内筒とを有し取り入れた空気を旋回させて塵埃を分離する分離部と、前記分離部で分離された塵埃を収容する集塵ケースとを備えた電気掃除機において、

前記集塵ケースは、前記分離部に連通し、前記分離部と一体となって前記掃除機本体から着脱可能で、

前記掃除機本体は、ひだ折りに形成されたフィルター材を備え、

前記分離部は、前記掃除機本体の幅方向の中央からずれて位置し、

前記集塵ケースは、前記分離部の位置に対して、前記掃除機本体の幅方向の反対側に設置したことを特徴とする電気掃除機。